

横浜市物流等関連施設

業務仕様書

平成22年7月

横浜市港湾局

目次

管理施設	P 2 ~ P 1 0
業務の仕様	P 1 1
使用許可に関する業務	P 1 2
施設及び設備の維持管理に関する業務.....	P 1 5
施設の運営に関する業務.....	P 2 0
その他の業務.....	P 2 6
特記	
特記 1 建築施設一覧.....	P 2 7
特記 2 - 1 浄化槽点検要領.....	P 2 9
特記 2 - 2 消防用設備等点検要領.....	P 3 2
特記 3 - 1 港湾電気設備一覧.....	P 3 3
特記 3 - 2 港湾電気設備：電気設備点検保守基準.....	P 4 3
特記 4 門衛業務：門衛箇所及び閉鎖時間.....	P 4 5
特記 5 清掃業務：対象施設及び作業内容.....	P 4 9
特記 6 港湾環境整備施設（緑地）管理業務：履行場所及び作業面積.....	P 5 6

管理施設等

1 管理施設

(1) 上屋

大黒ふ頭鉄鋼上屋

同 T-1号上屋

同 T-3号上屋

同 T-4号上屋

同 T-5号上屋

同 T-6号上屋

同 T-8号上屋

出田町ふ頭2号上屋

同 3号上屋

同 バナナ1号上屋

同 バナナ2号上屋

同 バナナ上屋附属建物

同 青果上屋

山内ふ頭上屋

山下ふ頭1号上屋 (3階建のうち1階部分)

同 2号上屋 (3階建のうち1階部分)

同 3号上屋

同 4号上屋

同 5号上屋

同 6号上屋

同 7号上屋

同 8号上屋

同 9号上屋

同 10号上屋

本牧ふ頭A突堤1号上屋 (4階建のうち1階部分)

同 2号上屋 (4階建のうち1階部分)

同 3号上屋 (4階建のうち1階部分)

本牧ふ頭B突堤1号上屋

同 2号上屋

同 3号上屋

同 4号上屋

同 5号上屋

同 6号上屋

同 7号上屋

同 8号上屋

同 9号上屋

本牧ふ頭C突堤3・4号上屋

同 5号上屋

同 7号上屋

同 9号上屋

本牧ふ頭D突堤CFS-1

同 CFS-2

同 全天候はしけ上屋

(2) 荷さばき地

大黒ふ頭1号荷さばき地

同 2号同

同 P-1号岸壁荷さばき地

同 P-2号同

同 P-4号同

同 B号荷さばき地

同 C号同

同 D号同

同 H号同

同 I号同

同 J号同

同 K号同

同 L号同

同 T-1号岸壁荷さばき地

同 T-2号同

同 T-3号同

同 T-4号同

同 T-5号同

同 T-6号同

同 T-7号同

同 T-8号同

同 T-9号同

同 冷凍コンテナ用1号荷さばき地

同 2号同

出田町ふ頭A号荷さばき地

同 B号同

同 E号同

同 F号同

同 H号同

瑞穂ふ頭1号荷さばき地

同 2号同

山内ふ頭A号荷さばき地

山下ふ頭A号荷さばき地

同 D号同

同 E号同

同 F号同

同 G号同

同 H号同

同 I号同

同 J号同

同 K号同

同 L号同

同 M号同

同 Q号同

同 R号同
本牧ふ頭A突堤1号上屋付属荷さばき地
同 2号同
同 3号同
同 基部荷さばき地
本牧ふ頭B突堤1号上屋付属荷さばき地
同 2号同
同 3号同
同 4号同
同 5号同
同 6号同
同 7号同
同 8号同
同 9号同
本牧ふ頭22号荷さばき地
本牧ふ頭C突堤B号荷さばき地
同 C号同
本牧ふ頭D突堤1号バース荷さばき地
同 2号同
同 3号同
同 冷凍コンテナ用1号荷さばき地
同 2号同
同 3号同
同 4号同
同 全天候はしけ上屋付属荷さばき地
本牧ふ頭新建材A号荷さばき地
金沢木材ふ頭A号荷さばき地
同 C号同
同 D号同
同 E号同

(3) コンテナターミナル用地

大黒ふ頭T-9号コンテナターミナル用地
本牧ふ頭BCコンテナターミナル用地
同 D突堤コンテナターミナル用地

(4) 在来貨物ターミナル用地

大黒ふ頭1号在来貨物ターミナル用地
同 H号同
同 I号同
同 K号同
大黒ふ頭T-1号在来貨物ターミナル用地
同 T-3号同
同 T-4号同
同 T-5号同
同 T-6号同
同 T-7号同

同 T-8号同
山下ふ頭B号在来貨物ターミナル用地
同 C号同
同 D号同
同 E号同
同 F号同
同 G号同
同 H号同
同 I号同
同 J号同
同 K号同
同 L号同
同 N号同
同 R号同
本牧ふ頭A突堤2号在来貨物ターミナル用地
同 3号同
同 B突堤2号在来貨物ターミナル用地
同 3号同
同 4号同
同 5号同
同 6号同
同 7号同
同 8号同
同 9号同
本牧ふ頭10号在来貨物ターミナル用地
同 17号同
本牧ふ頭C突堤A号在来貨物ターミナル用地
同 B号同
同 C号同
本牧ふ頭D突堤全天候上屋付属在来貨物ターミナル用地
本牧ふ頭新建材在来貨物ターミナル用地
金沢木材ふ頭在来貨物ターミナル用地

(5) 岸壁

大黒ふ頭C-3岸壁
出田町ふ頭C岸壁
瑞穂ふ頭岸壁
山内ふ頭岸壁
本牧ふ頭新建材1号岸壁
同 2号岸壁

(6) 小型油槽船係留施設

小型油槽船係留さん橋

(7) 引き船等係留施設

引き船係留施設

- (8) 物揚場
末広町物揚場
出田町ふ頭西物揚場
瑞穂ふ頭物揚場
金沢木材ふ頭1号物揚場
同 2号同
同 3号同
同 4号同
みなとみらい中央物揚場

- (9) 荷役機械
水平走行式引込起重機
T-4号重量物用橋型起重機
T-5号同
BC-1号同
BC-2号同
BC-3号同
C-2号同
C-3号同
C-4号同
CS-1号同
CS-2号同
CS-4号同
D-3号同
D-4号同

- (10) 港湾施設用地
鶴見地区 I
大黒ふ頭 I
出田町ふ頭 I
瑞穂ふ頭 I
山内ふ頭 I
みなとみらい中央地区 I
山下ふ頭 I
本牧ふ頭 I
南本牧ふ頭
金沢木材ふ頭

- (11) 道路
大黒ふ頭2号線
同 4号線
同 5号線
同 7号線
同 8号線
同 9号線
同 10号線
同 11号線

同 12 号線
同 13 号線
同 14 号線
同 15 号線
同 16 号線
同 17 号線
同 19 号線
同 20 号線
同 22 号線
同 23 号線
同 24 号線
同 25 号線

大黒ふ頭 T-9 内 1 号線

同 2 号線
同 3 号線
同 4 号線
同 5 号線
同 6 号線
同 7 号線
同 8 号線
同 9 号線

出田町ふ頭 2 号線

同 5 号線
同 6 号線
同 8 号線
同 9 号線

瑞穂ふ頭 1 号線

同 2 号線
同 3 号線
同 4 号線
同 5 号線

瑞穂橋

山下ふ頭縦 1 号線

同 縦 2 号線
同 縦 3 号線
同 縦 4 号線
同 縦 5 号線
同 横 1 号線
同 横 2 号線
同 横 3 号線
同 横 4 号線
同 横 5 号線
同 斜 1 号線
同 斜 2 号線
同 斜 3 号線
同 3・4 号上屋間道路
同 5・6 号同

同 7-10 号同
本牧ふ頭 A 突堤中央道路
同 2 号線
同 6 号線
本牧ふ頭 B 突堤中央道路
同 1 号線
同 2 号線
同 3 号線
同 4 号線
同 5 号線
同 10 号線
同 11 号線
同 12 号線
本牧ふ頭 B-C 間 1 号線
同 2 号線
同 3 号線
同 4 号線
同 5 号線
同 6 号線
同 7 号線
同 8 号線
同 9 号線
同 10 号線
同 11 号線
同 12 号線
同 13 号線
同 14 号線
同 15 号線
同 連絡道路
本牧ふ頭 C 突堤中央道路
本牧ふ頭 C-D 間 2 号線
本牧ふ頭 D 突堤 2 号線
同 3 号線
同 4 号線
同 5 号線
同 6 号線
同 7 号線
同 8 号線
同 9 号線
同 10 号線
同 11 号線
同 12 号線
同 13 号線
同 14 号線
南本牧ふ頭 1 号線
金沢木材ふ頭道路 1 号線
同 2 号線

(12) 事務所

ア 総合事務所

大黒ふ頭管理センター事務所

本牧ふ頭総合ビル

本牧新建材ふ頭事務所

イ 上屋事務所

大黒ふ頭鉄鋼上屋事務所

同 T-1号同

同 T-3号同

同 T-4号同

同 T-5号同

同 T-6号同

同 T-8号同

山内ふ頭上屋事務所

山下ふ頭1号上屋事務所

同 2号同

同 3号同

同 4号同

同 5号同

同 6号同

同 7号同

同 8号同

同 9号同

同 10号同

本牧ふ頭A突堤1号上屋事務所

同 2号同

同 3号同

本牧ふ頭B突堤1号上屋事務所

同 2号同

同 3号同

同 4号同

同 5号同

同 6号同

同 7号同

同 8号同

同 9号同

本牧ふ頭C突堤3・4号上屋事務所

同 5号同

同 7号同

同 9号同

本牧ふ頭D突堤CFS-1附属事務所

同 CFS-2附属事務所

同 全天候はしけ上屋事務所

(13) その他の事務所

小型油槽船係留さん橋事務所

大黒ふ頭 T-9 事務所
本牧ふ頭 A 突堤事務所
本牧 A 突堤基部事務所

(14) 厚生施設

小型油槽船係留さん橋休憩所
大黒ふ頭 T-9 休憩所
大黒ふ頭 2 号物揚場休憩所
港湾労働者山内ふ頭休憩所
本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋付属シャワー施設
本牧ふ頭 C 突堤 3・4 号上屋付属シャワー施設
本牧ふ頭 C 突堤労働者休憩所
本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設
南本牧ふ頭休憩施設

(15) 港湾環境整備施設（緑地）

大黒ふ頭緑地

2 管理設備

<主な管理設備>

受変電所、ガントリークレーン詰所・部品庫、受変電設備、直流電源設備、照明設備、消防設備、リーファー設備、配電設備、給排水設備、フェンス・門扉、標識・案内版、植栽等

上記の他、対象施設に付随する設備一式を含む。

3 管理物品

備品等（I 種）リスト

種類	数量	所有者
港湾情報システム業務端末 プリンタ イーサネットスイッチ		港湾局港湾情報課 IT 推進係

業務の仕様

指定管理者が実施する業務及び対象施設についての基準仕様書を次のとおり定め、個々の施設において、特有の業務を有する場合、付帯施設の設備内容等、具体的な事項については「特記」で定めることとする。

目次

- 1 使用許可等に関する業務
 - (1) 港湾施設関連（岸壁・係留施設・物揚場を除く）
 - (2) 岸壁・係留施設・物揚場関連

- 2 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (1) 建築施設
 - (2) 建築機械設備
 - (3) 建築電気設備
 - (4) ガントリークレーン及び関連施設
 - (5) 港湾電気設備
 - (6) 土木施設及び設備
 - (7) 大黒ふ頭鉄鋼バース荷役機械

- 3 施設の運営に関連する業務
 - (1) ふ頭内調整業務
 - (2) 施設の巡回業務
 - (3) 上屋の管理業務
 - (4) 道路の管理業務
 - (5) 事務所の管理業務
 - (6) 門衛業務
 - (7) 誘導業務
 - (8) 清掃業務
 - (9) 港湾環境整備施設（緑地）管理業務
 - (10) 緊急時の対応業務

- 4 その他の業務
 - (1) 食品販売届について
 - (2) 電子申請の普及啓発

【特記】

- 1 建築施設一覧
 - 2-1 浄化槽点検要領
 - 2-2 消防用設備等点検要領
 - 3-1 港湾電気設備一覧
 - 3-2 港湾電気設備：電気設備点検保守基準
 - 3-3 港湾電気設備：直流電源設備点検要領
- 4 門衛業務：門衛箇所及び開閉時間
- 5 清掃業務：対象施設及び作業内容
- 6 港湾環境整備施設（緑地）管理業務：履行場所及び作業面積

1 使用許可等に関する業務

(1) 港湾施設関連（岸壁・係留施設・物揚場を除く）

ア 対象施設

「管理施設」の「(1) 上屋、(2) 荷さばき地、(3) コンテナターミナル用地、(4) 在来貨物ターミナル用地、(9) 荷役機械、(10) 港湾施設用地、(12) 事務所（ア総合事務所、イ上屋事務所）、(13) その他の事務所、(14) 厚生施設」に明記された施設

※ただし、(1) 上屋：「山下ふ頭2号上屋」、(12) 事務所ーイ上屋事務所：「山下ふ頭2号上屋事務所」は当分の間、使用許可対象施設から除くこととし、対象とする場合は、別途甲と調整することとする。

イ 業務内容

(ア) 施設の利用調整及び使用許可

(イ) 施設の使用許可に関する各届出の受理及び電算処理

- a 使用許可申請書及び使用完了届出書の受付、受理、電算処理及び使用許可書、使用許可番号の交付
- b 貨物搬入届出書、貨物搬出届出書の受付及び電算処理（上屋・荷さばき地）
- c FDによる貨物搬入搬出届出データの受付及び電算処理（上屋・荷さばき地）

(ウ) 使用料の減免に関する業務

a 減免決定通知書の作成

受付をした減免申請書の内容を確認後、関連する書類一式とともに甲に提出すること。

b 横浜市港湾局港湾情報システムへの入力

甲は乙から受領した書類を審査・起案・決裁を経て減免の決定を行う。甲は乙に対し減免決定通知書を送付し、乙は電算処理を行う。

c 減免決定通知書の送付

乙は甲から受けた減免決定通知書を、申請者に対し送付すること。

(エ) 使用料の調定に関する業務

- a 使用許可日報及び使用完了日報の帳票出力及び内容照合
- b 貨物搬入出日報の帳票出力、内容照合及び使用者への配付（上屋・荷さばき地）
- c 施設使用料内訳書（調定原案書）の帳票出力及び内容照合
- d 月末在庫リストの帳票出力、内容照合及び使用者への配付（上屋・荷さばき地）

(オ) 工作物等の設備及び工事の承認

施設の利用者が使用場所に工作物その他の設備を設置、廃止、変更する場合、または港湾施設において工事を行おうとする場合に承認手続きを行うこと。

(カ) 各申請書、帳票等の書類整理及び保管

貨物搬入届出書、貨物搬出届出書、使用許可申請書、使用完了届出書、工作物等設備（廃止・変更）承認申請書及びこれらに係る帳票等を、それぞれ1か月毎に整理し保管すること。また、指定管理期間終了後、これらの帳票は甲に引き渡すこととする。

(キ) 施設使用上の制限等に関する指導

横浜市港湾施設使用条例第4条、第6条、第7条第4号、第8条第1項、第9条第3項及び同規則第7条、第24条から第26条までに規定する施設使用上の制限等に関する指導を行うこと。

a 横浜市港湾施設使用条例施行規則第7条に関する指導の例

岸壁、上屋、荷さばき地及び物揚場等の利用者に対して、使用を終了した後の清掃や後片付けをしなければならないことに関する指導を行うこと。

- b 横浜市港湾施設使用条例施行規則第 24 条に関する指導の例
上屋、荷さばき地内に蔵置してはならないものに関しての指導を行うこと。
- c 横浜市港湾施設使用条例施行規則第 25 条に関する指導の例
上屋・荷さばき地内及び周辺においての火気厳禁（喫煙、たき火等の禁止）に関する指導を行うこと。
- (ク) 本船直結貨物を蔵置すべき区画の指定及び利用調整を行うこと。（上屋）
- (ケ) 施設の工事調整
上屋等施設の工事調整について、工事期間・内容を関係店社に連絡し、工事業者と使用者と相互の意見を尊重し、工事がより円滑に進み荷役作業への影響を最小限に押さえるように調整を行うこと。
- (コ) 施設の使用に関する業務統計書の作成
次に掲げる届出書等の件数及び実績について、1 か月毎にまとめること。
 - a 貨物搬入届出書、貨物搬出届出書、使用許可申請書及び使用完了届出書の受付件数、及びその内 F A X と E D I の受付件数（上屋・荷さばき地）
 - b 在来貨物取扱実績報告書に基づく貨物搬入量（在来貨物ターミナル用地）
 - c コンテナ貨物取扱実績報告書に基づく貨物取扱実績（コンテナターミナル用地）
- (サ) 指定可燃物等蔵置の承認、受付件数、トン数調べを実施すること。（上屋・荷さばき地）
- (シ) 必要に応じ自動車保管場所使用承諾書の発行を行うこと。

(2) 岸壁・係留施設・物揚場関連

ア 対象施設

「管理施設」の「(5) 岸壁、(6) 小型油槽船係留施設、(7) 引き船等係留施設、(8) 物揚場」に明記された施設

※ただし、(5) 岸壁にある「瑞穂ふ頭岸壁」、「本牧ふ頭新建材 1 号岸壁」及び「本牧ふ頭新建材 2 号岸壁」については、総トン数 500 トン未満の内国航路船舶に係る許可に限り対象とする。

イ 業務内容

(ア) 受付業務

a 対象

「岸壁定期使用許可申請書」、「係留施設使用許可申請書」、「岸壁使用料減免申請書」、及び利用者からの各種連絡事項。（船舶運行動静等通知書（以下「動静等通知書」という）は参考とする。）

b 受付

申請書の受付は、E D I システムで行うことを原則とする。ただし、F A X または、窓口での受付も行う。申請書には必要に応じて甲指定の受付印を押印する。窓口持参の場合、求めに応じて押印したものを一部返却する。

c システム入力

申請書の内容を確認し、動静等通知書を参考としながらシステム入力する。
岸壁定期使用船舶については係留施設使用許可申請書の提出を必要としないため、甲から入手した動静等通知書をもとに入力する。
また、岸壁定期使用許可申請書について、新規航路・投入船変更等があった場合は、甲と協議のうえ対応する。

d 油賠法

「改正船舶油濁損害賠償保障法」に基づく保険加入状況の事前確認のため、着岸予定日の 4 日前に、港湾情報システムに入力された岸壁使用願一覧の写しを、国土

交通省へFAXで提出する。

e 集計

申請書の受付件数は日毎に集計表に記入する。

(イ) 船席の利用調整・決定業務

a 船席の調整・決定

港湾情報システムを使用しながら船席の調整・決定を行う。必要に応じて利用者及び関係機関と連絡を取りながら安全性、効率性、公共性を考慮し、船席を決定する。また、ガントリークレーンの使用開始アンカー位置と使用終了アンカー位置を決定する。決定内容はシステム入力しておくこと。

b 確認

船席を決定した後、「ふ頭別入出港移動予定表」を出力し、係留施設使用許可申請書（岸壁定期使用船舶については動静等通知書）とのチェックを行う。

チェックの結果問題が無ければ船席の決定が終了した旨を甲に連絡する。これを受けて甲は入出港船舶の調整業務を行う。

c 結果の通知

船席決定の結果を申請者（利用者）に対し電話等で通知（バース発表）する。通知する内容は、使用岸壁、着岸位置、ガントリークレーンの使用開始アンカー位置（取り位置）、使用終了アンカー位置（戻し位置）のほか、先船後船等である。

d 横浜海上保安部長への通知

船席決定した船舶について、「係留施設使用届」を出力し、横浜海上保安部長へ提出すること。

e 変更対応

利用者から配船に関する変更、その他（申請内容の変更等）の変更連絡があった場合は、速やかに対応するとともに、甲が行っている入出港船舶の調整業務に影響が出るかどうかを判断し、必要に応じて甲に連絡する。連携作業になる場合は甲乙協力して行う。なお、気象・海象等の影響が予想される場合は、必要に応じて変更対応ができるように体制を整えること。

(ウ) 使用料の減免に関する業務

「(1) 港湾施設関連（岸壁・係留施設・物揚場を除く）、イ業務内容、(ウ) 使用料の減免に関する業務」に準じる。

(エ) 報告業務

a 受付を行った申請書の件数を日毎に記録、受付件数表の該当部に記入し、月毎に甲に提出すること。

b 受付を行った申請書は、業務終了後、写しを一部保管した上で、原本を四半期毎に甲に提出すること。

(オ) その他の業務

a 緊急時の連絡

乙は事故等不測の事態に備えて緊急連絡網を整備する。緊急事態が発生した際には、関係官公署（警察署、消防署、海上保安部等）に連絡するとともに、甲へ遅滞なく連絡すること。

b 工事等調整

岸壁の工事・点検等については工事期間・内容について甲と連絡を取りながら調整を行うこと。

c 照会、問い合わせに対する対応

乙は各方面からの照会や問い合わせには適切に対応すること。また、必要に応じて甲に報告を行うこと。

2 施設及び設備の維持管理に関する業務

(1) 建築施設

ア 対象施設

「特記1 建築施設一覧」に明記された施設

イ 業務内容

(ア) 小破修繕

- a 建具（付属金物、ガラス等の取替を含む）の修繕
- b シャッター・オーバードア（金物、駆動装置等の取替を含む）の修繕
- c 自動ドア（付属品、駆動装置等の取替を含む）の修繕
- d 防潮扉（金物等の取替を含む）の修繕
- e 屋根・外壁（雨漏れ等の修繕、塗装等）の修繕
- f 軒樋・縦樋（管、集水器、金物等の部分的な取替を含む）の修繕
- g 内装（床、壁、天井仕上げ等の補修、塗装等）の修繕
- h 建物の外構等（犬走、雨水第一桝及び蓋、U字溝及び蓋、門扉、塀等）の修繕
- i 備品（カーテン、ブラインド等）の修繕
- j その他これらに類する修繕

(イ) 点検

- a 防潮扉の点検
- b シャッターの点検
- c 建築基準法第12条による点検等

(2) 建築機械設備

ア 対象施設

「特記1 建築施設一覧」に明記された施設に付帯する建築機械設備

イ 業務内容

(ア) 小破修繕

- a 空気調和設備（配管も含む）の修繕
- b 給排水衛生設備（配管も含む）の修繕
- c 浄化槽設備（配管も含む）の修繕
- d 搬送設備（エレベータ）の修繕
- e 消防設備（配管も含む）の修繕
- f その他これらに類する修繕
- g 各種消耗品の購入・交換

(イ) 点検

点検においては建築基準法を遵守するとともに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（最新版）に適合する作業を行うこと。

- a 上屋等の浄化槽の点検（詳細は、「浄化槽点検要領」（特記2-1）による。）
- b 上屋等の消防設備の点検（詳細は、「消防用設備等点検要領」（特記2-2）による。）
- c その他の建築機械設備全般の点検
- d 建築基準法第12条による点検等

(ウ) 給水に係わる特例

給水に係わる設備機器・配管の責任分界点は、管理施設ごとの水道使用量を検針する

ことができる量水器（子メーター）とし、子メーターより下流側を管理対象とする。

（３）建築電気設備

ア 対象設備及び業務内容

- （ア）照明、コンセント、弱電等の建築に付帯する電気設備について、「横浜市電気工作物保安規程」に基づき点検を実施し、機能維持及び、安全確保の為に修繕を行うとともに、必要な部品、資材等の確保・管理を行う。
- （イ）エレベータの建築基準法第 12 条による点検等を行う。

（４）ガントリークレーン及び関連施設

ア 機械・電気共通

（ア）対象設備及び業務内容

- a 日常点検（荷役前後）
- b 月例・年次点検、年次自主検査、並びに 2 年ごとの性能検査受験
- c 簡易リフトの月例・年次点検
年次点検はリフトに関する有資格者（昇降機検査資格者）が行う。
- d 各減速機・油圧装置点検及びカップリング整備、並びに走行減速機開放歯車清掃点検及び塗油（年次）
- e 機械室内電動ホイストの月例・年次点検、年次自主検査、並びに 2 年毎の性能検査受験
- f スプレッド及び重量物用吊りフックの月例点検
- g 簡易リフトの清掃及び異常の有無の確認（随時）
- h 電気式トイレの清掃及び異常の有無の確認（随時）
- i 修理作業場内天井クレーン及び電動ホイストの月例点検
- j レール・係留金物・エンドストッパー等の点検（随時）
- k レール溝及びケーブル溝の点検清掃（随時）
- l 保守要員詰所の予備品管理及び整理、整頓（随時）
- m 台風等強風時における事前対策及び事後のクレーン各部の点検
- n 地震等災害発生後のクレーン各部の点検
- o 事故・故障時の緊急処置及び連絡業務、並びに消耗品の交換等
- p 夜間荷役時の保守要員巡視及び緊急対応
- q 消耗品の購入・交換、予備品の購入
- r 休止中のガントリークレーンの管理運転
- s 小破修繕

ガントリークレーンに係わる小破修繕は、次の(a)～(g)を除いたものとする。

- (a)制御盤全体の交換
- (b)全面塗装
- (c)地震等災害による被害復旧
- (d)移設
- (e)機能向上を図る大規模な改造
- (f)経年劣化による主要構造部材の改修
- (g)スプレッドの更新

イ 電気

(ア) 対象設備

受配電設備（主要機器含む）、動力設備（巻上、走行、横行、起伏電動機及びこれらの付帯電動機）、制御設備（巻上、走行、横行、起伏電動機に関連するサイリスタ、インバータ、制御盤、プリント基板及び各種リレー）、照明設備（クレーンに装備されている各種照明）、通信設備（放送、インターホン、風向風速計、走行警報機）、配管・配線設備

(イ) 業務内容

- a 対象設備について、「横浜市電気工作物保安規程」及び「クレーン等安全規則」に基づく点検の実施、機能維持及び安全確保のための修繕を行う。
- b 電圧変動防止装置の点検整備を実施する。（電圧変動防止装置保守点検要領）
- c 各種フィルタの清掃を行う。
- d クレーンの点検・故障時における関係しゃ断器の操作は、安全を確認のうえ「しゃ断器操作時の手順書」により実施する。

ウ 専用使用に供するもの

専用使用許可を行うガントリークレーンについては、「クレーン等安全規則」及び「横浜市電気工作物保安規程」の規程に基づき、使用者による適切な維持管理がなされているか、定期的に書類を提出させる等、監督、指導を行う。また、使用者からのガントリークレーンに関する問い合わせ相談等の対応調整を行う。

エ 共通事項

照会等の対応として、国をはじめとする諸官庁、他都市からのガントリークレーンに関する維持管理、保全上の照会、調査等に関して、横浜市からの指示に基づき管理内容等を報告する。

(5) 港湾電気設備

ア 対象設備

受変電設備、直流電源装置、照明設備（鉄塔、道路・保安照明、分電盤）、消防設備、リーフター用設備、配電設備（高・低圧ケーブル、配線及び分電盤、マンホール蓋・受枠含む）、その他警報表示・監視装置等の付帯関連機器

※詳細は、「特記3-1：港湾電気設備一覧」による。

イ 業務内容

- (ア) 対象設備について、「横浜市電気工作物保安規程」に基づき点検を実施し、機能維持及び、安全確保のために修繕を行うとともに、必要な部品、資材等の確保・管理を行う。
- (イ) 巡視点検は、設備の使用状態で外観を中心に、「電気設備点検保守基準」（特記3-2）により毎月1回行う。
- (ウ) 年次点検は、原則として年1回、停電により安全な状態で作業を行う。
- (エ) 直流電源装置の年次点検については、「直流電源設備点検要領」（特記3-3）による。
- (オ) シーケンスの運転動作確認を行う。
- (カ) 点検・故障時におけるしゃ断器の操作は、安全を確認のうえ「指定管理・委託管理に伴う受変電設備操作の運用申合書」により実施する。
- (キ) 横浜市が行う工事等により、作業が発生した場合の立会、調整業務及び工事照会等の業務を行う。
- (ク) 対象設備の保守点検業務について、関係法令で定められた関係官公庁、会社への報告、届出等の諸手続を行う。
- (ケ) 対象設備に異常又は修理の必要が生じた場合には、応急処置とその原因の調査を行い、適切な処置を行う。電気事故発生の場合は、直ちに港湾局電気管理事務所に通報すると

ともに、関係各所との連絡調整を行う。

- (コ) 照明設備等が事故等により破損した場合の復旧は、原因者によるほかは修繕により復旧する。

(6) 土木施設及び設備

ア 対象設備及び業務内容

- (ア) アスファルト舗装の修繕（切削、パッチング、オーバーレイ）
（荷捌地・道路単位での修繕を除く）
- (イ) コンクリート舗装の修繕（荷捌地・道路単位での修繕を除く）
- (ウ) テナー板・コンテナ板の簡易な修繕（荷捌地単位での修繕を除く）
- (エ) 排水枳・集水枳・人孔・下水管・側溝の清掃
- (オ) 人孔・枳・蓋・グレーチング等の修繕（路線単位での修繕を除く）
- (カ) 水道管の部分的な漏れ修繕（地上部の仮復旧・本復旧を含む）
- (キ) フェンス（SOLASフェンス含む）の修繕（全面取替えを除く）
- (ク) 門扉の修繕（取替え除く）
- (ケ) 標識・案内板・防護柵等道路付属物の修繕
- (コ) 区画線等の修正・追加
- (サ) 照明塔の簡易な塗装（全面塗装・修繕を除く）
- (シ) 橋梁の高欄・ジョイント等の緊急的な修繕
- (ス) 植栽の伐採・植え替え等
- (セ) 岸壁の修繕（老朽化による全面改修を除く）
- (ソ) 電気防食の修繕（耐用年数経過に伴う取付けは除く）
- (タ) 上部工の部分的な欠損、剥離の修繕
- (チ) 床板・渡り板の据え直し及び修繕
- (ツ) 防舷材の流用交換及び修繕
- (テ) 係船柱のボルト締め・簡単な塗装及び台座修繕
- (ト) 車止め（数本程度）の修繕
- (ナ) コーナー材の簡単な修繕
- (ニ) 非常用梯子（数基程度）の修繕
- (ヌ) クレーンレール、係留金物、エンドストッパーの簡易な修繕
- (ネ) 落下物（付帯設備等が落下した場合）の引揚げ
- (ノ) その他緊急的な対応
- (ハ) その他土木施設の簡易な修繕

(7) 大黒ふ頭鉄鋼バース荷役機械

ア 対象設備

大黒ふ頭鉄鋼バースにある岸壁クレーン1機、上屋内天井クレーン2機及び付帯設備

イ 業務内容

- (ア) 小破修繕
大黒ふ頭鉄鋼バース荷役機械に係わる小破修繕は、次のa～eを除いたものとする。
 - a 制御盤全体の交換
 - b 全面塗装
 - c 地震等災害による被害復旧

- d 機能向上を図る大規模な改造
- e 経年劣化による主要構造部材の改修
- (イ) 点検整備等
 - a 日常点検（荷役前後）
 - b 月例・年次点検、年次自主検査、並びに2年ごとの性能検査受検
 - c 各減速機・油圧装置点検及びカップリング分解清掃整備、並びに各減速機整備及び塗油（年次）
 - d レール・係留金物・エンドバッファ等の点検（随時）
 - e レール溝及びケーブル溝の点検清掃（随時）
 - f 台風等強風時における事前対策及び事後のクレーン各部の点検
 - g 地震等災害発生後のクレーン各部の点検
 - h 事故・故障時の緊急処置及び連絡業務、並びに消耗品の交換等
 - i 消耗品の購入・交換、予備品の購入

3 施設の運営に関連する業務

(1) ふ頭内調整業務

- ア 時間外対応業務（緊急連絡の受信、関係部署との連絡調整、関係官公署との連絡）
毎日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで、土曜日、日曜日、祝・休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）の午前8時30分から午後5時15分までの対応業務を行うこと。
- イ 施設・設備の安全状況の監視及び異常時の対応業務
施設及び道路の安全状況の監視、交通状況の把握を行い、施設及び交通に支障があると判断した時点で関係部署に連絡すること。また、ふ頭内関係者へ状況、交通規制等の連絡周知を行うこと。
- ウ 事故等の対応業務
事故等が発生した場合は、関係部署との連絡調整、交通誘導等現場対応、応援要員の配置を行うこと。
- エ ふ頭内の工事作業等で交通に影響がでる場合は、必要に応じ、ふ頭関係者に工事内容及び交通規制の連絡周知、安全運転の要請を行うこと。

(2) 施設の巡回業務

- 管理施設を定期的に巡回し、次に掲げる業務を遂行すること。
なお、本業務を再委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途甲と協議することとする。
- ア 施設使用状況の確認、施設及び設備の損傷の有無、安全確保の観点から施設巡回を行うとともに、施設使用者に対し、必要な指導及び助言等を行うこと。
- イ ふ頭関係者以外の車両及び釣り人等に対して、ふ頭内立入禁止を説明し、速やかな退去を行うこと。
- ウ 道路等において交通の妨げになる駐停車車両等への対応を行うこと。
- エ 構内に大量のごみ及び投棄物等があるときは、速やかに回収すること。
- オ 道路等の設備に危険と思われる状況を発見した時は、直ちに甲に連絡するとともに応急処置を行うこと。

(3) 上屋の管理業務

- ア 上屋の鍵の保管及び貸出
施設使用者、工事業者及び本船荷役業者に対し、必要に応じて上屋、上屋付属休憩室等の鍵の貸出・返却を受け付けること。
- イ 施設の清掃指導
施設使用者に対して、使用する上屋に付属する便所、休憩室、上屋周辺の清掃を行うこと及びその方法について指導すること。
- ウ 施設の火災警備
各上屋の火災報知機の発報を受信した場合に、現場へ急行し、状況の確認及び拡大防止措置を行い、関係先へ緊急連絡をすること。
- エ 防火管理に関すること（本牧ふ頭C突堤3・4号上屋を除く）

消防法の定めにより、必要に応じ防火管理者を選任し、消防計画の作成（変更）、消防訓練の実施及び指導、消防設備の点検及び整備等、防火管理業務を実施すること。

(4) 道路の管理業務

道路の管理に関する業務は、次のとおりとする。

なお、本業務を再委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途甲と協議することとする。

ア 特殊車両通行承認・重量物荷役機械通行協議

イ 交通対策

通常時における施設内の円滑な交通を確保するため、渋滞対策、放置自動車対策、シャワー台切り対策、通勤車両路上駐車対策について、甲と協力して施設使用者等と必要な協議を行うこと。

ウ 工事調整

道路使用承認（道路を使用した工事等調整）、道路嵩上げ工事調整（大黒）、道路補修工事等調整を行うこと。

エ 信号機保守点検（大黒・瑞穂）

横浜市鶴見区大黒ふ頭 20 番地大黒ふ頭 1 号線（港湾道路）交差点及び横浜市神奈川区瑞穂町地先ノースドック入口前に設置されている交通信号機が、常に正常な状態で作動するよう、専門知識を有する業者へ委託し行うこと。

オ 道路補修の応急処置

カ 自然災害時（風雨・降雪・高潮等）の対応

自然災害発生時には、道路の状況を調査・把握し、交通に支障があると判断した時点で各部署に連絡・調整を行うこと。あわせて、現場の対応及び交通誘導も行うこと。

キ 事故対応

事故状況の把握、二次災害等の発生防止に必要な対応、港湾施設へのき損の確認、原因者からの報告書の提出及び文書の保存を行う。

また、事故による重篤な渋滞の発生など周辺地域に影響を及ぼす場合は、甲と協議の上対応すること。

ク その他

横浜市公共ふ頭内道路管理運営要領に基づき、港湾道路利用者に対し安全運転等の周知を図ること。

(5) 事務所の管理業務

事務所の管理に関する業務は、次のとおりとする。

なお、本業務を再委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途甲と協議することとする。

ア 対象施設

大黒ふ頭管理センター及び本牧ふ頭総合ビル

イ 業務内容

(ア) 正面玄関（入口）の施錠業務

正面玄関（入口）の施錠及び鍵の管理を行うこと。また、大黒ふ頭管理センターにおいては、自動ドアによる施錠管理を実施すること。

(イ) 大黒ふ頭管理センターの警備業務

機械警備システムによる異常感知装置、自動通報装置による対応を組み合わせた警備を実施し、次に掲げる業務を遂行すること。

- a 必要な警備機器の設置
- b 警備機器の監視センターへの接続及び監視
- c 機械警備システムが常に正常に作動するための措置
- d 火災の早期発見と措置及び関係機関への通報
- e 侵入等不法行為の早期発見と措置及び関係機関への通報
- f 機械・電気設備等の異常の監視及び本市の指示する事項

(ウ) 本牧ふ頭総合ビルの警備業務

本牧ふ頭ビル1階警備室での常駐警備を実施し、次に掲げる業務を遂行すること。

- a 火災報知器の発報時の対応
各上屋の火災報知器の発報を受信する「火災表示機」が警備室内に設置されており、発報の確認及び関係者への緊急対応を行うこと。
- b 侵入等不法行為の早期発見と措置及び関係機関への通報

(エ) 管理経費の費用按分及び徴収

事務所の管理経費（清掃、機械警備、空調設備保守点検、エレベータ保守、プロパンガス、ゴミの処分費）について、面積割合、使用実績等に基づき、入居者との費用按分を行うことを使用許可条件に含めるとともに、相当額を徴収すること。

場所	対象経費
大黒ふ頭管理センター	清掃、機械警備、空調設備保守点検、エレベータ保守点検、プロパンガス、ゴミ回収
本牧ふ頭総合ビル	清掃、ゴミ回収、プロパンガス（フロア毎の請求）

※ゴミの回収・処分について、横浜市ルート回収を利用する場合は、別途甲と調整することとする。

(6) 門衛業務

管理施設の門扉において、ふ頭関係者（港湾運送業者、検数業者、沿岸・船内荷役業者等）以外の無用な者が施設に立ち入らないように管理すること。

なお、本業務を再委託により実施する場合は、仕様書の作成等について別途甲と協議することとする。

ア 履行場所及び業務時間

「特記4 門衛業務：門衛箇所及び開閉時間」を参照。

イ 業務内容

(ア) 出入管理

車両・貨物・荷物・人等について明らかに不審な点がある場合は、より詳細なチェック（身分証明書の提示・配送票等の確認・行き先店社への連絡など）を実施すること。また、必要に応じ所管課に連絡して指示を受けること。

なお、状況が深刻と判断した場合は、「(エ) 緊急時の連絡」に従うこと。

(イ) 一般車両等の立入り規制

指定された期間（時間）において、門扉（ゲート）を閉鎖し、一般車両及び歩行、自転車等の手段によるふ頭関係者以外の入構を禁止すること。なお、警察・消防・税関等官公庁の車両の入構は妨げないこと。

(ウ) 災害時の対応

災害時、ふ頭内の安全を確保するために門扉開放が必要となった場合には、甲と協議

のうえ対応すること。

(エ) 緊急時の連絡

緊急事態（交通事故、火災、災害等）が発生した時は、関係官庁（警察署、消防署等）へ連絡すると共に、甲へ遅滞なく報告すること。

(7) 誘導業務

本牧ふ頭A突堤では、施設への出入り車両と横浜港埠頭公社ターミナルへの出入り車両が交錯して常時混雑して危険なことから、交通事故防止と円滑な物流を確保するため、車両の誘導と交通整理を行うこと。

なお、本業務を再委託により実施する場合は、仕様書の作成等について別途甲と協議することとする。

ア 履行場所

本牧ふ頭A突堤内車両待機場所、同待機場所出入口等、甲の指示する5ヵ所。

イ 業務時間

日曜日、祝・休日及び年末年始（12月31日から翌年の1月4日）を除く毎日の午前7時から午後5時まで

ウ 業務内容

- (ア) 誘導並びに整理に要する人員を配置すること。
- (イ) A突堤内車輛待機場の出入口門扉の開閉をすること。
- (ウ) 待機場内のトイレを業務開始時に開け、終了時に閉めること。
- (エ) 緊急事態（交通事故、火災、災害等）が発生した時は、関係官庁（警察署、消防署等）へ連絡すると共に、甲へ遅滞なく報告すること。

(8) 清掃業務

ふ頭内の環境衛生を保全するため、施設清掃を実施すること。ゴミの処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき適正に行うこと。

また、施設使用者が専用的に使用している箇所については、当該使用者に対し、環境衛生を保全するための指導を行うこと。

なお、本業務を再委託により実施する場合は、仕様書の作成等について別途甲と協議することとする。

ア 履行場所及び作業内容

「特記5 清掃業務：対象施設及び作業内容」を参照。

イ 業務内容

- (ア) 道路清掃
 - 人力及び機械により、車道・歩道・路肩・植込地等にある廃棄物を収集し、適正に処理すること。
- (イ) 事務所及び休憩室の清掃
 - 日常清掃及び定期清掃により、床、階段、窓ガラス、建築付帯箇所の清掃を行うこと。
- (ウ) 便所清掃
 - 公衆便所、休憩所便所、上屋付属便所等について、日常清掃及び定期清掃により、床、便器等の清掃を行うこと。
- (エ) 塵芥収集
 - 所定の塵芥コンテナ等に搬入された雑かいを、コンテナローダー車によって収集し、

分別処分すること。

(オ) 不法投棄処分

ふ頭構内に投棄された、大型ゴミ、木片類及び投棄パレット類等を収集し、分別処分すること。

(カ) 安全対策

労働安全衛生法に基づき安全に作業し、施設使用者、歩行者などに危険が生じないようになるとともに、通行車両などに対して十分な安全策を講じること。

ウ 機械等の調達及び経費負担

清掃作業に必要な機器・機材・用具などの調達、電気・ガス・水道・外線電話の使用料、トイレトーパー・水石けん・ゴミ袋等の消耗品、業務の実施に伴い発生した廃棄物・廃液の処理費用は指定管理者が負担すること。

(9) 港湾環境整備施設（緑地）管理業務

ア 履行場所及び業務内容

「特記6 港湾環境整備施設（緑地）管理業務：履行場所及び作業面積」を参照。

なお、履行場所等について、甲もしくは乙が他に必要と判断する箇所が生じた場合及び本業務を再委託により実施する場合については、仕様書の作成等について別途甲と協議することとする。

イ 作業内容

土面に生えた雑草の除草、草刈及び低・中・高木の剪定を行うこと。また、病害虫の特性に応じて薬剤散布を行うこと。草刈、剪定作業で発生した刈草、枝等は適正に処分すること。

(10) 緊急時の対応業務

ア ふ頭内への緊急車両入港時等の対応

ふ頭内への緊急車両（警察・消防等）の進入や交通事故及びその他の事故発生があった時は、速やかに現場確認などの状況把握を行うこと。また、必要に応じて甲及び所定の緊急連絡網による連絡を行うこと。

イ 災害発生時の対応

火災、震災及び風水害等の災害発生時には、人命の尊重を第一とし、負傷者の救助、不明者の捜索及び避難誘導等を行うこと。また、状況を的確に把握し、甲へ迅速に連絡を行うとともに関係機関への連絡・調整を行うこと。

状況に応じ、避難路の指示など安全確保のための応急措置を講じ、あわせて施設の破損等を確認すること。

なお、日常時から、災害発生時の迅速な対応を図るための体制について準備しておくこと。

ウ 港湾施設のき損・汚損に係る原状回復

事故等により港湾施設のき損が認められた場合については、横浜市港湾施設使用条例第19条に基づき、原因者に対し報告書の提出及び原状回復工事を求めること。

当該工事の施工については、施工方法・施工範囲等を原因者に指示すること。また、原因者から工事完了の報告を受けた後は、完了検査を実施し、不合格のものについては、再度原因者に対し復旧指示を行うこと。

エ 施設の異常発見時の対応

施設に異常または修理の必要を発見した場合には、応急措置とその原因調査を行い、適切な処置を行うこと。

施設に重篤な異常が発生した場合には、関係部署と連絡調整を行うこと。

オ 報告書の作成

事件・事故等があった場合は、報告書を作成し、遅滞なく甲へその内容を説明すること。

4 その他の業務

(1) 食品販売届について

施設内で、移動式の設備で食品販売を行う旨の届出があった場合、内容を審査(必要に応じて甲と調整)し、その申請書の受理及び届出済証を発行すること。

(2) 電子申請の普及啓発

施設使用者への電子申請の普及について、横浜市が行う勸奨活動等に協力するなど、電子申請の積極的な活用に努めること。

「特記1 建築施設一覧」

*点検：○印は建築基準法第12条による点検対象施設

用途区分	NO,	建物名称	地区	点検
厚生施設	1	山下ふ頭基部緑地公衆トイレ	山下ふ頭	
	2	山下ふ頭A号荷捌地公衆トイレ	山下ふ頭	
	3	山下ふ頭B号荷捌地公衆トイレ	山下ふ頭	
	4	山下ふ頭D号荷捌地公衆トイレ	山下ふ頭	
	5	山下ふ頭N号荷捌地公衆トイレ	山下ふ頭	
	6	山下ふ頭Q号荷捌地公衆トイレ	山下ふ頭	
	7	バナナ上屋荷捌地トイレ	出田町ふ頭	
	8	公衆トイレ	出田町ふ頭	
	9	駐車場公衆トイレ	出田町ふ頭	
	10	瑞穂ふ頭トイレ	瑞穂ふ頭	
	11	金沢木材港荷捌地公衆トイレ	金沢木材ふ頭	
	12	本牧A突堤基部事務所附属公衆トイレ	本牧ふ頭	
	13	本牧ふ頭C突堤港湾労働者休憩所	本牧ふ頭	
	14	大黒ふ頭T-1公衆トイレ	大黒ふ頭	
	15	大黒ふ頭T-9事務所・休憩所	大黒ふ頭	○
	16	大黒ふ頭2号物揚場休憩所(はしけ休憩所)	大黒ふ頭	
	17	南本牧厚生施設	南本牧ふ頭	○
電気施設	1	山下ふ頭第2開閉所	山下ふ頭	
	2	山下ふ頭第3開閉所	山下ふ頭	
	3	山下ふ頭第2変台	山下ふ頭	
	4	本牧ふ頭D突堤重量物変台	本牧ふ頭	
	5	本牧ふ頭D突堤第1開閉所	本牧ふ頭	
	6	本牧ふ頭D突堤変電所	本牧ふ頭	
	7	本牧ふ頭D突堤第1変台	本牧ふ頭	
	8	本牧ふ頭D突堤第2変台	本牧ふ頭	
	9	本牧ふ頭D突堤重量物変台(SVCS設備)	本牧ふ頭	
	10	本牧ふ頭C突堤変電所・発電機室	本牧ふ頭	
	11	本牧ふ頭C-1開閉所	本牧ふ頭	
	12	本牧BC間C-2, 3開閉所	本牧ふ頭	
	13	大黒ふ頭T-1受電所	大黒ふ頭	
	14	大黒ふ頭T-9受電所	大黒ふ頭	
	15	出田町ふ頭受電所	出田町ふ頭	
	16	山下ふ頭受電所	山下ふ頭	
	17	本牧ふ頭B突堤開閉所	本牧ふ頭	
	18	山下ふ頭発電機室	山下ふ頭	
	19	本牧ふ頭A突堤受電所	本牧ふ頭	
ふ頭施設	1	本牧ふ頭ガントリークレーン詰所	本牧ふ頭	
	2	本牧新建材ふ頭管理棟	本牧ふ頭	
	3	本牧BC突堤間動植物検疫施設	本牧ふ頭	
	4	本牧ふ頭C突堤スプレッダ-修理場	本牧ふ頭	○
	5	大黒ふ頭ガントリークレーン事務所	大黒ふ頭	
	6	大黒ふ頭T-9ガントリークレーン事務所	大黒ふ頭	
	7	本牧ふ頭A突堤事務所	本牧ふ頭	
	8	本牧A突堤基部事務所	本牧ふ頭	
	9	小型油槽船係留さん橋事務所・休憩所	鶴見地区	

用途区分	NO,	建物名称	地区	点検
附属施設	1	本牧ふ頭総合ビル（車庫）	本牧ふ頭	
	2	本牧ふ頭総合ビル（ボイラー室）	本牧ふ頭	
	3	本牧ふ頭総合ビル（自転車置場）	本牧ふ頭	
	4	本牧ふ頭D突堤油倉庫	本牧ふ頭	
	5	本牧ふ頭B-2上屋（プロパン庫）	本牧ふ頭	
	6	本牧ふ頭B突堤変電所（車庫）	本牧ふ頭	
	7	本牧ふ頭A突堤事務所作業場	本牧ふ頭	
管理センター	1	大黒ふ頭管理センター事務所	大黒ふ頭	
	2	本牧ふ頭総合ビル	本牧ふ頭	
上屋	1	山下ふ頭1号上屋	山下ふ頭	○
	2	山下ふ頭2号上屋	山下ふ頭	○
	3	山下ふ頭3号上屋	山下ふ頭	○
	4	山下ふ頭4号上屋	山下ふ頭	○
	5	山下ふ頭5号上屋	山下ふ頭	○
	6	山下ふ頭6号上屋	山下ふ頭	○
	7	山下ふ頭7号上屋	山下ふ頭	○
	8	山下ふ頭8号上屋	山下ふ頭	○
	9	山下ふ頭9号上屋	山下ふ頭	○
	10	山下ふ頭10号上屋	山下ふ頭	○
	11	本牧ふ頭A-1号上屋	本牧ふ頭	○
	12	本牧ふ頭A-2号上屋	本牧ふ頭	○
	13	本牧ふ頭A-3号上屋	本牧ふ頭	○
	14	本牧ふ頭B-1号上屋	本牧ふ頭	○
	15	本牧ふ頭B-2号上屋	本牧ふ頭	○
	16	本牧ふ頭B-3号上屋	本牧ふ頭	○
	17	本牧ふ頭B-4号上屋	本牧ふ頭	○
	18	本牧ふ頭B-5号上屋	本牧ふ頭	○
	19	本牧ふ頭B-6号上屋	本牧ふ頭	○
	20	本牧ふ頭B-7号上屋	本牧ふ頭	○
	21	本牧ふ頭B-8号上屋	本牧ふ頭	○
	22	本牧ふ頭B-9号上屋	本牧ふ頭	○
	23	本牧ふ頭CFS-2号上屋	本牧ふ頭	○
	24	本牧ふ頭LFS上屋	本牧ふ頭	○
	25	本牧ふ頭CFS-1号上屋	本牧ふ頭	○
	26	本牧ふ頭C-3・4号上屋	本牧ふ頭	
	27	本牧ふ頭C-5号上屋	本牧ふ頭	○
	28	本牧ふ頭C-7号上屋	本牧ふ頭	○
	29	本牧ふ頭C-9号上屋	本牧ふ頭	○
	30	山内ふ頭上屋	山内ふ頭	○
	31	出田町ふ頭バナナ1号上屋	出田町ふ頭	○
	32	出田町ふ頭バナナ2号上屋	出田町ふ頭	○
	33	出田町ふ頭テント1号上屋（出田町3号上屋）	出田町ふ頭	○
	34	出田町ふ頭テント2号上屋	出田町ふ頭	○
	35	出田町ふ頭バナナ上屋除毒室	出田町ふ頭	
	36	出田町ふ頭青果上屋	出田町ふ頭	○
	37	大黒ふ頭鉄鋼上屋	大黒ふ頭	○
	38	大黒ふ頭T-1号上屋	大黒ふ頭	○
	39	大黒ふ頭T-3号上屋	大黒ふ頭	○
	40	大黒ふ頭T-4号上屋	大黒ふ頭	○
	41	大黒ふ頭T-5号上屋	大黒ふ頭	○
	42	大黒ふ頭T-6号上屋	大黒ふ頭	○
	43	大黒ふ頭T-8号上屋	大黒ふ頭	○

「特記 2-1 浄化槽点検要領」

管理施設等の浄化槽について、浄化槽法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・建築基準法・水質汚濁防止法等の関係法令、横浜市生活環境の保全等に関する条例・浄化槽法施行細則等の横浜市条例を遵守して維持管理を行い、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（最新版）も適用する。保守点検の対象となる浄化槽は、別紙「浄化槽一覧表」に示す。

1 保守点検

保守点検は、横浜市浄化槽指導基準（最新版）を遵守して行う。

2 清掃

清掃は、横浜市浄化槽指導基準（最新版）を遵守して行い、必要に応じて回数を増やして行う。

3 水質検査

浄化槽（合併処理 51 人以上）の水質測定は次の項目を行い、維持管理状況報告書を提出する。

測定項目	水素イオン濃度（pH） 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量（BOD） 化学的酸素要求量（COD） 浮遊物質（SS） ノルマルヘキサン抽出物質含有量	年 1 回実施
------	--	---------

4 点検・清掃の時期の特例

3次処理槽が附属するものにあつては次による。

(1) 単独処理槽と 3次処理槽の形式が異なる場合

点検回数又は清掃回数の多い形式を基準とする。この場合、対象人員はいずれか多い人員を基準とする。

(2) 形式が同一で対象人員が異なる場合

対象人員が多い槽を基準とする。

5 薬剤充填

使用する薬剤は有機系塩素剤とし、必要に応じて充填する。

6 法定検査（浄化槽法第 11 条）

(1) 浄化槽法第 11 条により、神奈川県知事指定の検査機関の検査を受ける。

(2) 法定検査の完了後、維持管理検査票を提出する。

7 その他

(1) 半期の点検完了後、点検記録票を提出する。

(2) 浄化槽本体の破損等、規模の大きい補修を必要とする場合は、至急報告する。

特記2-1(別紙)

浄化槽一覧表 (上屋)

	施設名	処理方法	槽容量 m ³	対象人員 人
本牧ふ頭	A-1号上屋	合併	11.5	18
	A-2号上屋	全バッキ	1.5	15
		全バッキ	1.5	15
	A-3号上屋	合併	7.0	10
		合併	7.0	10
	B-1号上屋	腐敗	10.0	90
	B-2号上屋	合併	25.7	46
	B-3号上屋	腐敗	10.0	90
	B-4号上屋	腐敗	10.0	90
	B-5号上屋	腐敗	10.0	90
	B-6号上屋	腐敗	12.0	110
	B-7号上屋	腐敗	12.0	110
	B-8号上屋	腐敗	8.0	70
	B-9号上屋	腐敗	12.0	110
	C突堤港湾労働者休憩所	全バッキ	5.5	20
	LFS	全バッキ	3.8	60
	CFS-1	分離接触	3.5	22
		分離接触	1.2	5
	CFS-2	分離接触	3.5	22
		分離接触	3.5	25
D突堤ガントリークレーン詰所	分離バッキ	2.6	16	
山下ふ頭	1号上屋	合併	3.1	5
	2号上屋	腐敗	1.7	5
	3号上屋	腐敗	5.0	40
	5号上屋	腐敗	3.6	25
	6号上屋	合併	4.2	7
	7号上屋	腐敗	7.2	60
	8号上屋	合併	11.8	18
	9号上屋	腐敗	8.0	70
	10号上屋	合併	12.6	20
	大黒ふ頭	鉄鋼上屋	分離バッキ	4.3
分離接触			3.8	30
T-1号上屋		分離接触	4.2	28
		分離接触	2.3	15
T-3号上屋		分離接触	4.2	28
		分離接触	4.2	30
T-4号上屋		合併	21.2	34
T-5号上屋		分離接触	3.3	21
		分離接触	2.3	15
T-6号上屋		分離接触	3.3	21
	分離接触	4.2	30	
T-8号上屋	合併	21.2	34	
T-9事務所・休憩所	合併	24.1	80	
山内ふ頭	山内ふ頭上屋	合併	17.0	30

浄化槽一覧表（事務所）

施設名		処理方法	槽容量 m ³	対象人員 人
本牧ふ頭	総合ビル	全バッキ	7.5	121
	B突堤開閉所	腐 敗	4.0	30
	C突堤変電所	合 併	3.1	5
	D突堤変電所	分離接触	1.2	5
	A突堤基部事務所附属公衆トイレ	合 併	8.6	25
山下ふ頭	基部緑地公衆トイレ	分離接触	13.7	100
		分離接触	5.2	35
	A号荷捌地公衆トイレ	分離接触	7.3	60
	B号荷捌地公衆トイレ	合 併	19.6	35
	N号荷捌地公衆トイレ	分離接触	5.4	36
		分離接触	8.8	50
	Q号荷捌地公衆トイレ	分離接触	3.3	29
		分離接触	1.8	10
	D号荷捌地公衆トイレ	合 併	4.0	10
出田町ふ頭	バナナ上屋荷捌地トイレ	合 併	10.3	15
	公衆トイレ	分離接触	16.9	125
	駐車場公衆トイレ	合 併	6.1	16
瑞穂ふ頭トイレ		合 併	6.8	15
大黒ふ頭	T-1受電所	分離接触	3.6	22
		分離接触	1.2	5
	T-1公衆トイレ	分離接触	1.9	10
		分離接触	4.1	30
金沢木材港荷捌地公衆トイレ		腐 敗	6.0	50

「特記 2-2 消防用設備等点検要領」

消防法第 17 条の 3 の 3 に基づき、「別紙 2 管理施設」の消防用設備等の機能維持のため、定期に点検を行う。

1 点検

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和 50 年消防庁告示第十四号）を遵守して行い、最新の「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）も適用する。

(1) 点検対象となる消防用設備等

点検対象は、次に挙げる「別紙 2 管理施設」の消防用設備等すべてである。

- ア 消火器
- イ 屋内消火栓設備
- ウ 屋外消火栓設備
- エ 誘導設備
- オ 非常警報設備
- カ 粉末消火設備
- キ 自動火災報知設備
- ク ガス漏れ火災警報設備
- ケ 防排煙設備

(2) 機器点検

消防用設備等の機器の適正な配置、損傷の有無等外観からの確認・簡易な操作により、機器の機能について確認する。

(3) 総合点検

消防用設備等の一部を作動させ、点検の基準に基づき総合的な機能を確認する。

2 点検員の資格

消防用設備等の点検は、消防設備士または総務大臣が認める資格を有する者（消防設備点検資格者）が行う。

3 消防署への報告

消防法第 17 条の 3 の 3 に基づき、消防法施行令第 36 条第 2 項により定期に点検及び点検の結果の報告を要する防火対象物の消防用設備等については、点検の結果を定められた期間ごとに、関係消防署に報告しなければならない。

「特記3-1 港湾電気設備一覧」

1 ガントリークレーン関連設備

大黒ふ頭T-9 コンテナターミナル	T-4号機ガントリークレーン電気設備 T-5号機ガントリークレーン電気設備 T-9ガントリークレーン事務所電気設備 T-9ガントリークレーン事務所保安灯 (電圧変動防止装置含む)
本牧ふ頭BC コンテナターミナル	C-2号機ガントリークレーン電気設備 C-3号機ガントリークレーン電気設備 C-4号機ガントリークレーン電気設備 C-5号機ガントリークレーン電気設備 CS-1号機ガントリークレーン電気設備 CS-2号機ガントリークレーン電気設備 CS-4号機ガントリークレーン電気設備 BC-1号機ガントリークレーン電気設備 BC-2号機ガントリークレーン電気設備 BC-3号機ガントリークレーン電気設備 (電圧変動防止装置含む) C突堤スプレッダー修理場
本牧ふ頭D突堤 コンテナターミナル	D-2号機ガントリークレーン電気設備 D-3号機ガントリークレーン電気設備 D-4号機ガントリークレーン電気設備 (電圧変動防止装置含む) D突堤ガントリー詰所

2 港湾電気設備

山内ふ頭	山内ふ頭上屋電気設備 港湾労働者山内ふ頭休憩所 先端標識灯 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
本牧新建材ふ頭	本牧新建材ふ頭事務所電気設備 No.1~No.16接岸灯 No.1照明柱 No.2照明柱 No.3照明柱 No.4照明柱 No.5照明柱

	No.6照明柱 No.7照明柱 No.8照明柱 No.9照明柱 先端標識灯 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
小型油槽船 係留さん橋(鶴見)	小型油槽船係留さん橋事務所電気設備 小型油槽船係留さん橋休憩所電気設備 No.1ブラケット灯 No.2ブラケット灯 No.3ブラケット灯 No.4ブラケット灯 No.5ブラケット灯 No.6ブラケット灯 No.7ブラケット灯 No.8ブラケット灯 No.9ブラケット灯 No.10ブラケット灯 スピーカ 外灯 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
山下ふ頭引き船 係留施設	No.1照明柱 No.2照明柱 No.3照明柱 No.4照明柱 No.5照明柱 No.6照明柱 No.7照明柱 No.8照明柱 No.9照明柱 No.10照明柱 No.11照明柱 No.1～No.10コンセント盤 電灯・動力盤 配線
大黒ふ頭の上屋	大黒ふ頭鉄鋼上屋受電所(直流電源装置含む) 大黒ふ頭鉄鋼上屋事務所 大黒ふ頭鉄鋼上屋 T-1受電所(直流電源装置含む)(SOLAS設備を除く)

	T-1号上屋 T-3号上屋(SOLAS設備を除く) T-4号上屋 T-5号上屋(SOLAS設備を除く) T-6号上屋(SOLAS設備を除く) T-8号上屋(SOLAS設備を除く) 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
出田町ふ頭の上屋	2号上屋 3号上屋 バナナ1号上屋 バナナ2号上屋 バナナ上屋附属建物 青果上屋 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
山下ふ頭の上屋 (航空貨物ターミナルを除く)	1号上屋(直流電源装置含む) 2号上屋(直流電源装置含む) 3号上屋 4号上屋 5号上屋 6号上屋 7号上屋 8号上屋 9号上屋 10号上屋 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
本牧ふ頭の上屋	A突堤1号上屋(SOLAS設備を除く) A突堤2号上屋(SOLAS設備を除く) A突堤3号上屋(SOLAS設備を除く) B突堤1号上屋(SOLAS設備を除く) B突堤2号上屋(SOLAS設備を除く) B突堤3号上屋 B突堤4号上屋(SOLAS設備を除く) B突堤5号上屋 B突堤6号上屋 B突堤7号上屋 B突堤8号上屋 B突堤9号上屋

	C 突堤 3・4 号上屋 C 突堤 5 号上屋 C 突堤 7 号上屋 C 突堤 9 号上屋 D 突堤 C F S - 1 D 突堤 C F S - 2 D 突堤 全天候はしけ上屋 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
大黒ふ頭 T - 9 コンテナターミナル	T - 9 受電所 (直流電源装置含む) T - 9 号照明塔 1 T - 9 号照明塔 2 T - 9 号照明塔 3 T - 9 号照明塔 4 T - 9 号照明塔 5 T - 9 号照明塔 6 電圧変動防止装置 (T - 9 受電所内) T - 9 号リーファ T - 9 事務所・休憩所電気設備 T - 9 受電所保安灯 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤 警備員詰所 (D 1 3) T-9南盤まで
本牧ふ頭 B C コンテナターミナル (SOLAS設備を除く)	C - 1 開閉所 (直流電源装置含む) C - 2 開閉所 (直流電源装置含む) C - 3 開閉所 (直流電源装置含む) B C 間 3 次変電冷凍コンテナキュービクル N0 1 B C 間 3 次変電冷凍コンテナキュービクル N0 2 B C 間 3 次変電冷凍コンテナキュービクル N0 3 B C 間 3 次変電冷凍コンテナキュービクル N0 4 B C 間 3 次変電冷凍コンテナキュービクル N0 5 B C 間 3 次変電冷凍コンテナキュービクル N0 6 B C - 0 1 号照明塔 B C - 0 2 号照明塔 B C - 0 3 号照明塔 B C - 1 1 号照明塔 B C - 1 2 号照明塔 B C - 1 3 号照明塔 B C - 2 1 号照明塔 (SOLAS設備を除く) B C - 3 1 号照明塔 (SOLAS設備を除く) B C - 3 2 号照明塔

	<p> BC-4 1号照明塔 BC-4 2号照明塔 BC-5 1号照明塔 (SOLAS設備を除く) BC-5 2号照明塔 電圧変動防止装置 BC間リーフアーNo 1 QB一点検台開閉器盤 BC間リーフアーNo 2 QB一点検台開閉器盤 BC間リーフアーNo 3 QB一点検台開閉器盤 BC間リーフアーNo 4 QB一点検台開閉器盤 BC間リーフアーNo 5 QB一点検台開閉器盤 BC間リーフアーNo 6 QB一点検台開閉器盤 植物検査場キュービクル 植物検査場リーフアー電源 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤 警備員詰所 (HBC 3) 盤まで 警備員詰所 (HBC 4) 盤まで (C 2 開閉所からのケーブル含む) 警備員詰所 (HBC 5) 盤まで (C 2 開閉所からのケーブル含む) </p>
<p> 本牧ふ頭D突堤 コンテナターミナル </p>	<p> D突堤重量物変台 D突堤第1変台 (ただし、年次点検は別途業務委託) D突堤第2変台 (ただし、年次点検は別途業務委託) HR 2 冷凍コンテナキュービクル HR 3 冷凍コンテナキュービクル 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤 警備員詰所 (HD 1) 盤まで (D 1 1 照明鉄塔からのケーブル含む) 警備員詰所 (HD 2) 盤まで (D 突特高盤から) 警備員詰所 (HD 5) 盤まで (D 突第一変台から) 2.5m道路街路灯 (D 突堤 2号線) D-0 2号照明鉄塔 (保安灯含む) D-0 3号照明鉄塔 (ゲートハウス盤) D-1 1号照明鉄塔 (保安灯含む) (SOLAS設備を除く) D-1 2号照明鉄塔 D-1 3号照明鉄塔 D-1 4号照明鉄塔 (ゲートハウス盤) (SOLAS設備を除く) D-1 5号照明鉄塔 (ゲートハウス盤) D-2 1号照明鉄塔 (保安灯含む) (SOLAS設備を除く) D-2 2号照明鉄塔 </p>

	D-23号照明鉄塔 (ゲートハウス盤) D-24号照明鉄塔 (ゲートハウス盤) D-25号照明鉄塔 D-31号照明鉄塔 (保安灯含む) (SOLAS設備を除く) D-32号照明鉄塔 D-34号照明鉄塔 (ゲートハウス盤) D-35号照明鉄塔 (ゲートハウス盤) (SOLAS設備を除く) D-02号鉄塔リーフアー D-03号鉄塔リーフアー D-11号鉄塔リーフアー HR-1 (ふ頭事務所HR-1) HR-2 (ふ頭事務所HR-3) HR-3 (ふ頭事務所HR-2, 4) 重量物変台裏側リーフアー
大黒ふ頭の荷捌地	1号荷捌地1号照明鉄塔 1号荷捌地2号照明鉄塔 1号荷捌地3号照明鉄塔 L号荷捌地照明 インター下荷捌地照明柱 (I号・J号・D号) C号荷捌地照明柱 P-3・4号荷捌地照明柱 P-1・2号荷捌地P-1号照明鉄塔 (SOLAS設備を除く) B号荷捌地照明柱 (バス停系統含む) T-1・2号荷捌地照明鉄塔1 T-1・2号荷捌地照明鉄塔2 T-1・2号荷捌地照明鉄塔3 (SOLAS設備を除く) T-1・2号荷捌地照明鉄塔4 (SOLAS設備を除く) T-1・2号荷捌地照明鉄塔5 T-1・2号荷捌地照明鉄塔6 T-1・2号荷捌地照明鉄塔7 T-1・2号荷捌地照明鉄塔8 T-1・2号荷捌地照明鉄塔9 (SOLAS設備を除く) T-3号荷捌地照明柱 T-3・4号荷捌地照明柱 T-4・5号荷捌地照明柱 (SOLAS設備を除く) T-5・6号荷捌地照明柱 T-6・7号荷捌地照明柱 T-7・8号荷捌地照明柱 T-8号荷捌地照明柱 H号荷捌地照明柱 (SOLAS設備を除く) K号荷捌地照明柱 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線

	配線及び電源引込盤並びに分電盤・操作盤
出田町ふ頭の荷捌地	A号荷捌地照明柱 E号荷捌地照明柱 F号荷捌地照明柱 H号荷捌地照明柱 L号荷捌地照明柱 1号照明鉄柱 ふ頭事務所前街路灯(NH220×5灯) 駐車場前トイレ バナナ2号上屋前トイレ H号荷捌地前トイレ 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び電源引込盤並びに分電盤 出田町ふ頭受電所
瑞穂ふ頭の荷捌地	1号荷捌地(設備なし) 2号荷捌地作業灯(NH270×17灯) 2号荷捌地常夜灯(NH270×3灯) 接岸灯 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び電源引込盤並びに分電盤
山下ふ頭の荷捌地	A号荷捌地公衆便所 7号照明鉄塔 8号照明鉄塔 11号照明鉄塔 第2変台 B号荷捌地公衆トイレ 1号照明鉄塔 D号荷捌地公衆便所 2号照明鉄塔 3号照明鉄塔 18号照明鉄塔 N号荷捌地公衆トイレ 4号照明鉄塔 14号照明鉄塔 5号照明鉄塔 15号照明鉄塔 9号照明鉄塔 第2開閉所(直流電源装置含む) N号キュービクル D緑地防犯灯 12号照明鉄塔

	<p>第3開閉所(直流電源装置含む) 13号照明鉄塔 三角緑地街灯 6号照明鉄塔 基部緑地街灯 基部緑地公衆便所 Q号荷捌地公衆便所 10号照明鉄塔 ふ頭ビル前照明柱 山下受電所 第1開閉所(直流電源装置含む) 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び電源引込盤並びに分電盤</p>
本牧ふ頭の荷捌地	<p>A-1号照明鉄塔・動力コンセント盤 A-3号照明柱 返還ヤード照明柱 本牧管理センター・同キュービクル・同外灯 B突堤基部街路灯 B突堤開閉所(直流電源装置含む) B突堤開閉所構内街路灯 B-1号照明鉄塔・動力コンセント盤 B-3号照明鉄塔・動力コンセント盤 B-4号照明鉄塔 B-5号照明鉄塔・動力コンセント盤 B-7号照明鉄塔・動力コンセント盤 B-9号照明鉄塔 C突堤特高変電所(直流電源装置含む) C突堤休憩所 C突堤基部街路灯 C突堤基部構内電話ボックス D突堤基部構内電話ボックス D突堤第1開閉所 D-01号照明鉄塔(SOLAS設備を除く) 10号物揚場照明鉄塔 D突堤特高変電所(直流電源装置含む) (SOLAS設備を除く) 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び電源引込盤並びに分電盤</p>
南本牧ふ頭	<p>南本牧ふ頭休憩施設 南本牧2街路灯 南本牧3街路灯</p>

	南本牧 4 街路灯 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
金沢木材ふ頭の物揚場	建材バース道路街路灯 A号荷捌地照明柱 C号荷捌地照明柱 D号荷捌地照明柱 E号荷捌地照明柱 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
大黒ふ頭の道路	No. 1 街路灯 No. 2 街路灯 No. 3 街路灯 No. 4 街路灯 No. 5 街路灯 No. 6 街路灯 No. 7 街路灯 No. 8 街路灯 No. 9 街路灯 No.10街路灯 No.11街路灯 No.12街路灯 No.13街路灯 No.14街路灯 H号荷捌地引込盤 No.15街路灯 No.16街路灯 No.17街路灯 No.18街路灯 No.19街路灯 No.20街路灯 C-3 C-4 バース入口交通信号機 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
瑞穂ふ頭の道路	瑞穂橋交通信号機 瑞穂橋街路灯 瑞穂 1 街路灯 瑞穂 2 街路灯 瑞穂 3 街路灯 瑞穂 4 街路灯

	瑞穂公衆トイレ 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線 配線及び分電盤
--	--

「特記3-2 港湾電気設備：電気設備点検保守基準」

1 受変電設備

巡視点検項目	巡視点検・保守内容	点検結果	
		良	否
1 盤類	①扉開閉の良否、施錠の有無を点検、不良の場合は調整		
	②汚損、損傷、変形、亀裂、剥離及び錆の有無を点検、フィルターの清掃		
	③ボルトの緩み点検、緩みのある場合は増締め		
	④雨水、塵埃等の侵入状態の点検		
	⑤標識の汚損、及び取付状態の点検		
2 配線	①母線のたるみ、腐食、損傷、過熱及び変色の有無の点		
	②碍子の汚損、亀裂の有無を点検		
	③接地部、クランプ類の汚損、過熱及び変色の有無の点		
3 高圧機器 ア 変圧器 イ 交流遮断器 負荷開閉器 電磁接触器 ウ 断路器 エ 計器用変成器 (計器用変圧 変流器、 零相変流器) オ 指示計器 表示操作 保護継電器	①異音、異臭、異常振動の有無を点検、異常のある場合は電流等を調査		
	②温度の適否を確認、異常な場合は電流等を調査		
	③汚損、腐食、変色、亀裂、損傷等の有無を点検		
	④接地線の緩み、断線、損傷の有無を点検		
	①異音、異臭、漏油等の有無を点検		
	②開閉表示状態（指示灯）及び作動回数を点検		
	①碍子の汚損、亀裂、取付ボルトの緩み、脱落等の有無を点検		
	②端子、刃の接触部等の過熱、変色、損傷、変形及び錆の有無を点検、異常の場合は電流等を調査		
	①異音、異臭、異常振動等の有無の点検、異常の場合は原因調査		
	②汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色等の異常の有無を点検		
①操作、切替スイッチ等の状態の点検			
②各計器の指示値の確認・調整・適否の点検			
③保護継電器の動作表示の点検、動作表示のある場合は原因調査と復旧			
④試験用ボタン等による警報作動状態の確認			
⑤配電盤等の信号灯、表示灯の点灯状態を点検、球切れの交換			

巡視点検項目	巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容	点検結果	
		良	否
カ L B S	①端子、ヒューズ筒の過熱及び変色の有無を点検、異常の場合の原因調査		
キ 高圧進相コンデンサー	②汚損、損傷、変形、締付ボルトの緩みの有無を点検		
ク 直列リアクトル	①異音、異臭、変形、膨らみ等の有無を点検		
4 低圧機器			
ア 開閉器類	①異音、異臭、損傷、過熱、変色の点検		
	②開閉表示（指示、点灯）状態を確認		
イ 計器用変成器	①異音、異臭、異常振動の有無を点検、異常の場合は原因調査		
ウ 指示計器	①操作、切替スイッチ等の点検		
表示操作	②各計器の指示値の確認・調整・適否の点検		
保護継電器	③保護継電器の動作表示の点検、動作表示のある場合は原因調査と復旧		
	④試験用ボタン等による警報作動状態の確認		
	⑤配電盤等の信号灯、表示灯の点灯状態を点検、球切れの確認		

2 配電設備

巡視点検項目	巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容	点検結果	
		良	否
1 幹線・バスダクト等	①汚損、変形、過熱、変色の有無を点検		
	②支持金物の取付状態の良否を点検		
	③フランジ締付部の緩みの点検		
2 分電盤	①外観の汚損、損傷の有無を点検		
	②盤内、外取付器具類の指示値確認、異常の有無を点検、安全装置の試験		
	③接続端子部の過熱の有無を点検		
	④信号灯、表示灯の点灯状態を確認		
	⑤リモコントランス過熱の有無を点検		
	⑥絶縁抵抗測定（年1度）		
3 負荷設備	①外観の汚損、損傷の有無を点検		
	②外取付器具類の指示値確認、異常の有無を点検、安全装置の試験		
	③接続端子部の過熱の有無を点検		
	④信号灯、表示灯の点灯状態を確認		
	⑤機器動作点検		
	⑥絶縁抵抗測定（年1度）		

「特記3-3 港湾電気設備：直流電源設備点検要領」

1 整流装置

(1) 外箱、機器等の外観状況

- ① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。
- ② 各 부품の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。
- ③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。

(2) 機能

- ① 次の値を測定し、その良否を確認する。
 - ・ 交流入力電圧
 - ・ 浮動充電電圧
 - ・ 均等充電電圧
 - ・ 出力電流及び負荷電流
- ② 手動により浮動又は均等充電への切り替え動作の確認を行う。
- ③ 開閉器及びしゃ断器の変形、損傷等の有無を点検する。
また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。
- ④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。
- ⑤ 機器の動作状況を下記項目について確認する
 - ・ 均等充電から浮動充電への自動切り替え
 - ・ 負荷電圧補償装置
 - ・ タイマの設定値
 - ・ 警報動作(ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終了、減液警報等)
- ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。
- ⑦ 実負荷により常用電源を停止状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。

(3) 配線、端子

内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。

(4) 絶縁抵抗測定

次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。

- ・ 一次主回路と大地間
- ・ 二次主回路と大地間
- ・ 一次/二次相互間

(5) 接地抵抗測定

接地抵抗を測定し、その良否を確認する。

2 蓄電池

(1) 外観状況

- ① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を確認する。なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。また据置鉛蓄電池(制御弁式)は、蓄電池の交換時期を確認する。
- ② 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。
- ③ 全セルについて、電解液量を点検する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を確認する。
- ④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。
- ⑤ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。
- ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セル蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。

(2) 機能

- ① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。
- ② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。
 - ・ 据置鉛蓄電池は、全セル(据置鉛蓄電池(制御弁式)及び小形シール鉛蓄電池は、電解液比重測定を除く)について行う。
 - ・ アルカリ蓄電池は、パイロットセルのみについて行う。

直流電源装置一覧表

No.	施設場所	メーカー	型式	製造番号	製造年月	容量	セル	蓄電池	蓄電池	蓄電池	整流	整流	整流
						Ah	数	アルカ 200Ah 以下	シール鉛 400Ah 以下	シール鉛 400Ah 超	100V アルカ 200Ah以下	100V シール鉛 400Ah以下	100V シール鉛 400Ah超
1	本牧ふ頭D突堤変電所	GS	BROS10050TBG	H76838N	2001-10							1	
			MSEX-100-6	BLM345A	2001-11	100	54	54					
2	本牧ふ頭D突堤変電所 発電機室	GS	SGB3-67-40CA	G71038N	1996-04					60			1
			MSEX-600 30×2Pセル	KC6133	1996-04	600	60						
3	本牧ふ頭B突開閉所	GS	SGB3-129-10CA	C75996H	1983-08							1	
		FB	NFZ170F-51×9	—	2001-03	120	54		54				
4	本牧ふ頭重量物変台	USB	GTSB100-10V	968878S	1997-01						1		
			QFG30E-80 80セル	28447	1987-01	30	80	80					
6	本牧ふ頭C突堤変電所	GS	BROS10020TRG	F79155	1995-08							1	
			MSEX-100-6	BGD820A	2004-10	100	54		54				
7	本牧C-1開閉所	GS	BROS10010TRG	G70011N	1996-01							1	
			MSEX-50-12	KC2995	1995-12	50	54		54				
8	山下ふ頭受電所(制御)	FB	CRIA-130-20SMRSA	417-0554	1988-03						1		
			AHHE 52	2132-202790	1988-03	52	86	86					
9	山下ふ頭受電所(遠制)	GS	BROS10020TBGK	J70911	2003-12							1	
			SNSX-50-12	BZW245A	2003-12	50	54		54				
10	山下第1開閉所	GS	SGB3-125-10CA	B70784	1975-08						1		
			AH 40SE 80	S01678	1997-02	40	80	80					
11	山下第2開閉所	GS	SGB3-125-10CA	B70782	1975-08						1		
			AH 40SE 80	S01679	1997-02	40	80	80					
12	山下第3開閉所	GS	SGB3-125-10CA	B70783	1975-08						1		
			AH 40SE 80	S01677	1997-02	40	80	80					
13	山下1号上屋電気室	GS	SGB3-125-10CA	B71295	1975-12						1		
			AH 30SE 80	S01676	1997-02	30	80	80					
14	山下2号上屋電気室	GS	SGB3-125-10CA	B71296	1975-12						1		
			AH 30SE 80	S01675	1997-02	30	80	80					
16	大黒ふ頭鉄鋼パース電気室	GS	BROS10020TBGKGY	04AMC0	2004-12							1	
			SNSX-50-12	BFU098A	2004-12	50	54		54				
17	大黒ふ頭T-1受電所	GSY	TR-SNWB10010	30031770	2008-12						1		
			SNSX-50-12	AVZDRP	2008-12	50	54	54					
19	大黒ふ頭T-9受電所	USB	GTSQ-100-30V	926313	1993-02						1		
			QCA 35X86	39072	1992-12	35	86	86					
20	本牧ふ頭C突堤変電所 発電機室	GS	BROS04040TBG	G73692N	2008-01								1
			SNSX-600	AVYGJX	2007-11	600	30			30			
21	本牧C-2開閉所	GS	BPOS10030TBGKP	H79930	2003-08							1	
			SNSX-50-12	BWU054A	2003-08	50	54		54				
22	本牧C-3開閉所	FB	DP2100T-030SMRS	10030105	2003-09							1	
			FVL-50-12	04293	2003-10	50	54		54				

「特記4 門衛業務：門衛箇所及び閉鎖時間」

1 門衛業務時間及び門扉の開閉（大黒ふ頭除く）

(1) 履行場所及び業務時間

履行場所	名称	平日及び土曜日	日曜日、祝・休日 及び年末年始（※）	体制
本牧ふ頭 A突堤	入口門扉	午後6時30分 ～翌日午前4時30分	午前4時30分 ～翌日午前4時30分	2名
本牧ふ頭 B突堤	入口門扉	午後6時30分 ～翌日午前4時30分	午前4時30分 ～翌日午前4時30分	2名
山下ふ頭	入口門扉 A	午後7時 ～翌日午前5時	午前5時 ～翌日午前5時	2名

※年末年始・・・12月30日から翌年の1月4日まで

(2) 門扉の開閉業務

原則、門衛業務の開始時に門扉を施錠し、業務終了時に開錠することとする。これ以外に、特別な対応を必要とする場合は次のとおりとする。

履行場所	名称	平日及び土曜日	日曜日、祝・休日 及び年末年始（※）
本牧ふ頭 A突堤	第一門扉 第二門扉	午後10時から翌日午前4 時まで閉鎖	午前4時から翌日午前4時 まで閉鎖
本牧ふ頭 C突堤	入口門扉	午後7時から翌日午前4 時まで閉鎖	午前4時から翌日午前4時 まで閉鎖
山下ふ頭	入口門扉 B、C	午後7時から翌日午前5 時まで閉鎖	原則として終日閉門
瑞穂ふ頭	入口門扉	午後6時から翌日午前4 時まで閉鎖	原則として終日閉門

2 大黒ふ頭の門衛業務

(1) 履行場所

横浜市港湾局大黒ふ頭各ゲート

(2) 業務時間

ア 平日及び土曜日の午後7時から翌日午前6時まで

イ 日曜日、祝・休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）の午前6時から翌日午前6時まで

(3) 業務内容

ア 一般車両等の立入り規制

(ア) ゲート開閉時間一覧表に基づき各ゲートの開閉を行うこと。

(イ) 第4ゲート・新設ゲート及び第10ゲート（日曜日、祝・休日のみ）では、ゲート閉鎖時間内において、ふ頭内に入構する車両等が、正当な理由を有しているか確認すること。また、第10ゲートでは、海づり施設への誘導等もあわせて行うこと。

(ウ) 第5ゲートでは、日曜・祝日及び年末年始の路線バス運行時間帯においては、路線バスのみを通行させ、その他車両が入構しないようにすること。

第13ゲートでは、日曜・祝日及び年末年始の路線バス運行時間帯においては、路線バス及び残土搬入関係車両のみを通行させ、その他車両が海づり施設アクセス道路から入構しないようにすること。

ゲートNo.	平日（土曜含む）	休 日	備 考
1	常時閉鎖		
2	5:10 から 19:00 まで開放	終日閉鎖	
3	5:15 から 20:00 まで開放	終日閉鎖	
4	6:00 から 20:30 まで開放	終日門衛	夜間・休日門衛対応
5	5:30 から最終バスまで開放	終日閉鎖	休日は路線バスのみ通行
6	5:00 から 22:10 まで開放		
7	19:10 から 21:50 まで閉鎖	休日は 5:50 から 21:50 まで閉鎖	
8	19:05 から 21:55 まで閉鎖	休日は 5:55 から 21:55 まで閉鎖	
9	6:00 から 22:00 まで開放		
10	5:05 から 22:05 まで開放	立哨警備	休日等は交通整理
12	開 放		
13	残土中継所の業務にあわせて開閉		休日は時間帯により立哨業務
新ゲート	6:00 から 20:30 まで開放		終日門衛

「特記5 清掃業務：対象施設及び作業内容」

1 対象施設

(1) 道路清掃場所及び延長

大黒ふ頭2号線	延長：1700m
大黒ふ頭4号線	延長：800m
大黒ふ頭5号線	延長：600m
大黒ふ頭7号線	延長：1300m
大黒ふ頭8号線	延長：1700m
大黒ふ頭9号線	延長：500m
大黒ふ頭10号線	延長：80m
大黒ふ頭11号線	延長：200m
大黒ふ頭12号線	延長：270m
大黒ふ頭13号線	延長：100m
大黒ふ頭14号線	延長：260m
大黒ふ頭15号線	延長：300m
大黒ふ頭16号線	延長：300m
大黒ふ頭17号線	延長：300m
大黒ふ頭19号線	延長：40m
大黒ふ頭20号線	延長：150m
大黒ふ頭21号線	延長：1500m
大黒ふ頭22号線	延長：630m
大黒ふ頭23号線	延長：1370m
大黒ふ頭24号線	延長：1450m
大黒ふ頭25号線	延長：1250m
3号物揚場連絡路	延長：430m
4号物揚場連絡路	延長：480m
3・4号物揚場～大黒7号線連絡路	延長：50m
K号荷さばき地連絡路	延長：700m
出田町ふ頭2号線	延長：470m
出田町ふ頭5号線	延長：110m
出田町ふ頭6号線	延長：139m
出田町ふ頭8号線	延長：154m
出田町ふ頭9号線	延長：62m
瑞穂ふ頭1号線	延長：1420m
瑞穂ふ頭2号線	延長：330m
瑞穂ふ頭3号線	延長：170m

瑞穂ふ頭4号線	延長： 1 2 0 m
瑞穂ふ頭5号線	延長： 1 2 6 m
瑞穂橋	延長： 8 0 m
山下ふ頭縦1号線	延長： 5 6 6 m
山下ふ頭縦2号線	延長： 5 6 9 m
山下ふ頭縦3号線	延長： 4 1 4 m
山下ふ頭縦4号線	延長： 2 9 4 m
山下ふ頭縦5号線	延長： 1 4 0 m
山下ふ頭横1号線	延長： 1 5 3 m
山下ふ頭横2号線	延長： 1 9 5 m
山下ふ頭横3号線	延長： 2 6 4 m
山下ふ頭横4号線	延長： 3 7 2 m
山下ふ頭横5号線	延長： 7 4 3 m
山下ふ頭斜1号線	延長： 4 9 0 m
山下ふ頭斜2号線	延長： 5 9 0 m
山下ふ頭斜3号線	延長： 1 5 3 m
山下ふ頭3・4号上屋間道路	延長： 2 1 7 m
山下ふ頭5・6号上屋間道路	延長： 2 6 4 m
山下ふ頭7－10号上屋間道路	延長： 4 1 1 m
本牧ふ頭A突堤中央道路	延長： 1 5 7 9 m
本牧ふ頭A突堤2号線	延長： 9 4 m
本牧ふ頭A突堤6号線	延長： 1 1 8 m
本牧ふ頭B突堤中央道路	延長： 1 4 2 5 m
本牧ふ頭B突堤1号線	延長： 5 2 0 m
本牧ふ頭B突堤2号線	延長： 1 2 0 m
本牧ふ頭B突堤3号線	延長： 1 0 2 m
本牧ふ頭B突堤4号線	延長： 9 6 m
本牧ふ頭B突堤5号線	延長： 5 4 m
本牧ふ頭B突堤10号線	延長： 8 0 m
本牧ふ頭B突堤11号線	延長： 1 0 8 m
本牧ふ頭B突堤12号線	延長： 6 0 m
本牧ふ頭B－C間1号線	延長： 8 0 m
本牧ふ頭B－C間2号線	延長： 5 6 4 m
本牧ふ頭B－C間3号線	延長： 1 3 6 m
本牧ふ頭B－C間4号線	延長： 1 3 9 4 m
本牧ふ頭B－C間5号線	延長： 3 7 9 m
本牧ふ頭B－C間6号線	延長： 7 0 m
本牧ふ頭B－C間7号線	延長： 1 5 3 m

本牧ふ頭B-C間8号線	延長： 292 m
本牧ふ頭B-C間9号線	延長： 283 m
本牧ふ頭B-C間10号線	延長： 371 m
本牧ふ頭B-C間11号線	延長： 565 m
本牧ふ頭B-C間12号線	延長： 308 m
本牧ふ頭B-C間13号線	延長： 344 m
本牧ふ頭B-C間14号線	延長： 295 m
本牧ふ頭B-C間15号線	延長： 295 m
本牧ふ頭B-C間連絡道路	延長 569 m
本牧ふ頭C突堤中央道路	延長： 1185 m
本牧ふ頭C-D間2号線	延長： 400 m
本牧ふ頭D突堤2号線	延長： 895 m
本牧ふ頭D突堤3号線	延長： 651 m
本牧ふ頭D突堤4号線	延長： 740 m
本牧ふ頭D突堤5号線	延長： 125 m
本牧ふ頭D突堤6号線	延長： 57 m
本牧ふ頭D突堤7号線	延長： 260 m
本牧ふ頭D突堤8号線	延長： 260 m
本牧ふ頭D突堤9号線	延長： 56 m
本牧ふ頭D突堤10号線	延長： 674 m
本牧ふ頭D突堤11号線	延長： 148 m
本牧ふ頭D突堤12号線	延長： 139 m
本牧ふ頭D突堤13号線	延長： 534 m
本牧ふ頭D突堤14号線	延長： 139 m
南本牧ふ頭1号線	延長： 1512 m
金沢木材ふ頭1号線	延長： 320 m
金沢木材ふ頭2号線	延長： 102 m

(2) 上屋休憩室

施設場所	面積
大黒 T-1号上屋休憩室	67 m ²
大黒 T-3号上屋休憩室	102 m ²
大黒 T-4号上屋休憩室	78 m ²
大黒 T-5号上屋休憩室	59 m ²
大黒 T-6号上屋休憩室	71 m ²
大黒 T-8号上屋休憩室	78 m ²
山内ふ頭上屋休憩室	61 m ²

(3) 上屋共用部分

施設場所	面積
大黒 T-1 号上屋 1 階ホール	19 m ²
大黒 T-3 号上屋 1 階ホール	31 m ²
大黒 T-6 号上屋 1 階ホール	11 m ²
山内ふ頭上屋会議室	60 m ²
山内ふ頭上屋 1 階廊下・ホール	42 m ²
山内ふ頭上屋 2 階廊下	31.8 m ²
山内ふ頭上屋階段室	19.8 m ²
山内ふ頭上屋 1 階湯沸室	8.5 m ²
山内ふ頭上屋 2 階湯沸室	3.5 m ²

(4) 上屋付属シャワー施設

施設場所	面積
本牧ふ頭 C 突堤 3・4 号上屋付属シャワー施設	8 m ²
山内ふ頭上屋付属シャワー施設	8.1 m ²

(5) 上屋付属トイレ

施設場所	箇所数	内訳
山下ふ頭上屋	9	男 3 2 女 1
本牧 A 突堤上屋	5	男 5
本牧 B 突堤上屋	10	男 9 女 1
本牧 C 突堤上屋	11	男 8 女 3
本牧 D 突堤上屋	6	男 4 女 2
大黒 T-1 号上屋	1	大 3 小 4
大黒 T-3 号上屋	1	大 3 小 4
大黒 T-4 号上屋	1	大 2 小 3
大黒 T-5 号上屋	1	大 3 小 3
大黒 T-6 号上屋	1	大 3 小 3
大黒 T-8 号上屋	1	大 2 小 3
大黒ふ頭鉄鋼上屋	1	大 2 小 3
山内ふ頭上屋	4	男 2 女 2

(6) 塵芥収集場所及び塵芥コンテナ個数

収集場所	コンテナ個数
本牧ふ頭内	65 個

(7) 厚生施設

施設場所	休憩所内項目	面積
本牧ふ頭 C 突堤労働者休憩所	休憩所	45 m ²
	トイレ	9 m ²

大黒ふ頭T-9休憩所	休憩所	59 m ²
	トイレ	15 m ²
	風除室	5 m ²
南本牧ふ頭休憩施設	緑地	2,150 m ²
	駐車場	4,400 m ²
本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設	休憩所	73 m ²
	トイレ	6 m ²

(8) 公衆トイレ

施設場所	面積
大黒ふ頭 T-1 公衆トイレ	18 m ²
出田町ふ頭内公衆トイレ(3か所)	51.5 m ²
瑞穂ふ頭内公衆トイレ	10.8 m ²
金沢木材ふ頭公衆トイレ	12 m ²
本牧ふ頭 A 突堤基部事務所附属公衆トイレ	27.4 m ²
南本牧ふ頭厚生センター公衆トイレ	23.2 m ²
山下ふ頭内公衆トイレ	115.5 m ²

(9) 本牧ふ頭総合ビル

事務所内項目	面積
廊下・階段・トイレ・玄関、玄関ホール、事務室	396 m ²
窓ガラス	99 m ²

(10) 大黒ふ頭管理センター

事務所内項目	面積
廊下・階段・トイレ・湯沸室・シャワー室・玄関、玄関ホール・エレベーター・屋上・洗濯室・事務室	2,835 m ²
窓ガラス	512 m ²

(11) 待機レーン

施設場所	面積
南本牧ふ頭ゲート内	1,670 m ²

(12) 本牧新建材ふ頭管理棟

施設場所	面積
本牧ふ頭内	296 m ²

2 作業箇所及び内容

作業箇所	清掃区分	作業内容
道路 (待機レーン含む)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・道路清掃 ・塵芥収集
トイレ (上屋付属トイレ) (厚生施設トイレ) (公衆トイレ) (事務所トイレ)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・床のモップ拭き (水拭き) ・くず入れ等の内容物処理 ・ドア・間仕切りの拭き掃除 ・洗面台の清掃・鏡みがき ・金属部分の拭き掃除 ・衛生陶器類の清掃 ・洗浄液の補充 ・トイレットペーパーの補充
	定期清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・ポリッシャ掛け ・ワックス掛け ・窓枠と窓ガラスの拭き掃除 ・壁・天井の拭き掃除
	空調設備清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・本体清掃 ・フィルターなど空調機の内部清掃 (脱着を含む)
休憩室・休憩所 (厚生施設) (上屋休憩室)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・床のモップ拭き (水拭き) ・灰皿の内容物処理 ・くず入れ等の内容物処理 ・テーブルの拭き掃除 ・窓台の拭き掃除 ・ドア・間仕切りの拭き掃除 ・洗面台の清掃・鏡みがき ・流し台・湯沸器の清掃 ・茶殻入れの内容物処理
	定期清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・ポリッシャ掛け ・ワックス掛け ・窓枠と窓ガラスの拭き掃除 ・壁・天井の拭き掃除
	空調設備清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・本体清掃 ・フィルターなど空調機の内部清掃 (脱着を含む)
上屋 (公共部分) (上屋付属シャワー室)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・床のモップ拭き (水拭き) ・灰皿の内容物処理 ・くず入れ等の内容物処理 ・テーブルの拭き掃除 ・窓台の拭き掃除

		<ul style="list-style-type: none"> ・ドア・間仕切りの拭き掃除 ・洗面台の清掃・鏡みがき ・流し台・湯沸器の清掃 ・茶殻入れの内容物処理
	定期清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・ポリッシャ掛け ・ワックス掛け ・窓枠と窓ガラスの拭き掃除 ・壁・天井の拭き掃除
	空調設備清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・本体清掃 ・フィルターなど空調機の内部清掃 (脱着を含む)
事務所 (本牧ふ頭総合ビル) (大黒ふ頭管理センター) (本牧新建材ふ頭管理棟)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・床のモップ拭き(水拭き) ・カーペット部分は掃除機を用いた清掃 ・くず入れ等の内容物処理 ・ドア・間仕切りの拭き掃除 ・洗面台の清掃・鏡みがき ・金属部分の拭き掃除 ・衛生陶器類の清掃 ・洗浄液の補充 ・トイレトペーパーの補充
	定期清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・ポリッシャ掛け ・ワックス掛け ・カーペットはパウダー・シャンプー方式等によるクリーニング ・窓枠と窓ガラスの拭き掃除 ・壁・天井の拭き掃除
塵芥収集	定期収集	塵芥コンテナの収集分別収集
不法投棄物	随時	分別処分

「特記6 港湾環境整備施設（緑地）管理業務：履行場所及び作業面積」

1 履行場所

鶴見区大黒ふ頭内

2 各期の作業対象緑地面積及び本数

作業内容 場 所	第1期（4月～9月）					
	機械草刈 (㎡)	低木剪定 (㎡)	高中木剪定 〈常緑樹〉 (本)	高中木剪定 〈落葉樹〉 (本)	高中木 薬剤散布 (本)	低木 薬剤散布 (本)
T-1号内	1,923					
T-3号内	5,382					
緩衝緑地	9,931				20	
道路沿	5,992					
構内街路樹	14,941	4,193	(30)			
計	38,169	4,193	(30)	(0)	20	0

作業内容 場 所	第2期（10月～3月）					
	機械草刈 (㎡)	低木剪定 (㎡)	高中木剪定 〈常緑樹〉 (本)	高中木剪定 〈落葉樹〉 (本)	高中木 薬剤散布 (本)	低木 薬剤散布 (本)
T-1号内	(10)					
T-3号内	(10)					
緩衝緑地	(10)					
道路沿	5,992					
構内街路樹	14,941	(10)	(0)			
計	(20,963)	(10)	(0)	(0)	0	0

合 計	(59,132)	(4,203)	(30)	(0)	20	0
-----	-----------	----------	-------	------	----	---